

特定集团住宅等認定基準

越谷・松伏水道企業団

特定集団住宅等認定基準

1. 目的

この基準は、特定集団住宅等の取扱いに関する規程（平成 18 年規則第 16 号。以下「規程」という。）第 3 条に規定する企業長が別に定める特定集団住宅等認定基準を定めることを目的とする。

2. 水道メーターの基準

- (1) 配水管から貯水槽までの給水管に設置する親メーターは、企業団が貸与する平型メーターを設置するものとする。
- (2) 配水管から親メーターまでの間に、貯水槽清掃等に使用できる共用のメーターを設置すること。
- (3) 戸別検針方式において、貯水槽以下各戸に設置する子メーターは、企業団が貸与する平型メーターとする。
- (4) 集中検針方式において、貯水槽以下各戸に設置する子メーターは、計測値をそのメーターから離れた場所で表示することのできる隔測メーターとし、その種類は下記のとおりとする。また、隔測メーターは申請者が設置費用等の負担をするものとする。
 - ア) 電子式水道メーター (JISB8570-1,-2)
 - イ) リモート式水道メーター (JISB8570-1,-2)

3. 集中検針盤・集中ポストの基準

(1) 集中検針盤

- ア) 集中検針盤は、設置する隔測メーターと互換性のあるものを使用すること。
- イ) 集中検針盤の数は、1 棟に対し 1 個とすること。
- ウ) 風雨に当たる場所を避け、屋内共用スペースに取り付けること。（ポンプ室等に設置しないこと。）
- エ) 暗い場所では照明器具を設置し、扉は開閉がスムーズにできるよう十分なスペースをとること。
- オ) 集中検針盤は最上部が床面から 1,500mm の高さに設置し、周囲の幅及び高さを十分に確保すること。

(2) 集中ポスト

- 各住戸、管理人室、共用メーター及び親メーター用の検針票を入れるための集中ポストを集中検針盤の近くに設置すること。
- ア) 各戸のポストには部屋番号等を表示すること。
 - イ) 住戸以外の店舗、事務所等についても、集中ポストを設置すること。

4. パイプシャフトの基準

パイプシャフト（以下「P・S」という。）の基準は下記のとおりとする。ただし、パイプシャフト用メーターユニットを設置する場合は、有効スペース（内法寸法）について、企業団と協議によるものとする。

(1) P・S有効スペース

水道メーター設置形態	間口	奥行き	高さ
1 個	600mm 以上	400mm 以上	500mm 以上
2 個上下 (ひな壇形式)	600mm 以上	500mm 以上	700mm 以上
2 個左右	900mm 以上	400mm 以上	500mm 以上

- (開口部の扉は、上記間口・高さから共に 100mm 以内減したものとする)
- (2) 子メーター前後の配管は、パイプシャフト用メーターユニット（パイプシャフト用メーターユニットに関する仕様書に基づき承認を受けたもの）にて施工すること。
- (3) P・Sの開口部は共用スペース（廊下等）とし、部屋内には設置しないこと。
- (4) 子メーターは、開口部正面に極力低く手前の位置に中継器等を設けて設置すること。
- (5) 子メーターは発泡スチロールの保温カバー（容易に開閉可能なもの）で覆い、配管についてはすべて保温材を用いて防寒措置をすること。
- (6) 子メーターに保温カバーをした状態で、上部に 400mm 以上の空間を確保し、その空間部分には、ガス・電気・給湯等の配管、配線を行わないこと。
また、ガスメーターとの離隔を 100mm 以上確保すること。
- (7) ガスメーターが設置されているときには、必ず防爆措置として開口部扉上下にガラリ等（100 c m²以上）の通気口を設けること。
- (8) 立上がり管の最上部に自動エア抜き弁（高さ＝P・S内の床より 1,500mm 以上）及び水撃防止器具を設置すること。
- (9) 子メーター止水栓に部屋番号及び水道番号を明記した樹脂銘板を取り付けること。
- (10) 子メーターのネジ寸規格は K ネジとすること。

5. 貯水槽及び高置水槽容量の算定

貯水槽及び高置水槽容量の算定については、越谷・松伏水道企業団が定める給水装置設計施工指針第 7 章 4 の規定を準用する。

6. 貯水槽の基準

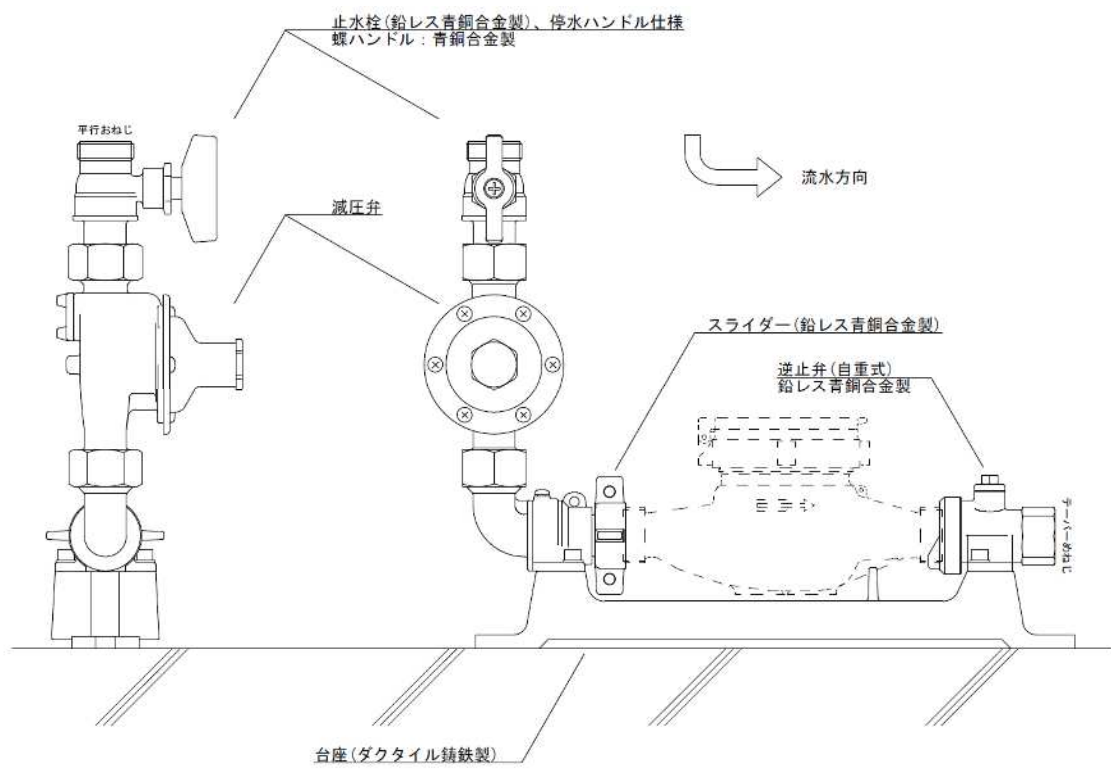
貯水槽の基準については、越谷・松伏水道企業団が定める給水装置設計施工指針第 7 章 5 の規定を準用する。

7. 分岐口径の決定

分岐口径の決定については、越谷・松伏水道企業団が定める給水装置設計施工指針第 7 章 6 の規定を準用する。

8. 施工上の留意点

- (1) P・S及びP・S内の配管等については、防寒措置・ラッキング施工前に企業団の確認を受けること。
- (2) 給水設備の配管については、水道法施行令第6条『給水装置の構造及び材質の基準』に適合する材料を使用すること。
- (3) 給水設備とその他の配管設備とは、直接連結させないこと。
- (4) 故障又は停電時の対応及び清掃用として、貯水槽1次側共用栓から直結式立水栓を分岐して設置し、「ポンプ故障時非常用水栓」と明記すること。



附則

1. この基準は、平成23年5月1日から施行する。

附則

1. この基準は、平成23年12月28日から施行する。

附則

1. この基準は、令和3年8月30日から施行する。

附則

1. この基準は、令和8年4月1日から施行する。